

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 病衣貸付料（知事が別に定めるものを除く。） 1日につき <u>8点</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>7点</u>）</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 病衣貸付料（知事が別に定めるものを除く。） 1日につき <u>9点</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>8点</u>）</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
2	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別室料</p> <p><u>1,717点</u>の範囲内において、知事が別に定める点数とする。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>325点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>530点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>400点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(8) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料</p> <p>1回につき <u>537点</u></p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(13) 寝具貸付料 1組1日につき <u>22点</u></p> <p>(14)～(16) [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別室料</p> <p><u>1,914点</u>の範囲内において、知事が別に定める点数とする。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>331点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>536点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>406点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(8) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料</p> <p>1回につき <u>540点</u></p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(13) 寝具貸付料 1組1日につき <u>23点</u></p> <p>(14)～(16) [略]</p>

2・3 [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。